

第13回 貿易・投資等ワーキング・グループ

議事概要

1. 日時：平成26年5月19日（月）14:02～15:05
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、長谷川幸洋
 - （専門委員）道垣内正人
 - （政務）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
 - （事業者）独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）
 - （法務省）石岡入国管理局入国在留課長、本針入国管理局入国在留課補佐官
 - （事務局）大川規制改革推進室次長、仁林企画官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 日本に代理人を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望について
 - ・日本貿易振興機構（JETRO）からの説明
 - ・法務省からの説明
 - ・質疑応答
 - 2. 在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望について
 - ・事務局からの説明
 - ・法務省からの説明
 - ・質疑応答
 - （閉会）

5. 議事概要：

○仁林企画官 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第13回貿易・投資等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、稲田大臣にも御出席いただいております。開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○稲田大臣 第13回貿易・投資等ワーキング・グループということでございまして、大崎座長のもとで、委員の皆様方におかれましては、大変活発な御議論、いつもありがとうございます。

安倍政権においては、日本の成長に資するため、海外の優れた人材、ニーズを呼び込み、日本経済の活性化につなげることにいたしております。当ワーキング・グループでも、この観点から、様々なテーマを取り上げてきたところでございます。

本日は、「日本に代理人を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請」と「在留外国人が扶養する配偶者の就労許可」について御議論をいただくこととなっております。皆様方におかれましては、国益に資するという観点で自由で活発な御議論を展開いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○仁林企画官 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の進行は大崎座長をお願いいたく存じます。よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、早速でございますが、先ほど大臣からもお話がございました「入管政策」の改定に関する2つの議題についての議論に入りたいと存じます。

最初に、「日本に代理人を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望について」でございますが、要望主体であります日本貿易振興機構より、前田対日投資部長様にお越しいただいております。

また、この要望に関連する府省ということで、法務省から石岡入国管理局入国在留課長、本針補佐官に御出席をいただいております。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、まず、日本貿易振興機構から御説明をお願いいたします。

○JETRO 御紹介ありがとうございます。JETRO の対日投資部長の前田でございます。

5分間ということで時間をいただいておりますので、簡潔に御説明させていただきます。

本件は、前に御提案させていただきました、法人設立要件として、日本に住所を有する代表者が1人必要だということに対し、日本で住所を持つ、そのためにはビザが必要である、ビザのためには法人を設立していなければいけないという問題点の延長線上にあるような話であります。これは別途御議論いただいていると理解しております。

ここにパワーポイントをお配りしております。日本に投資をしたいという場合に、2つのパターンが考えられます。1つが、既に拠点がある場合と、初めて出てくる場合で、本件は初めて出てくるというケースに非常に頻繁に、あるいはそこはかなり特化する形で挙がっている問題であります。

まず、在留資格認定証明書というものを申請します。これは、日本で申請をして、そこで許可が出ますと、それが海外でのビザの申請・発行要件になります。要するに、日本に滞在していいという、長期滞在を認めるものであります。在留資格認定証明書は、本人ないし代理人が申請をしなければいけません。代理人というのは、いわゆる会社の人です。支店、あるいは駐在員事務所が既にできているようなケースでは、会社の人申請できますので、基本的にはあまり問題にならないのですが、もう一つの申請手段である代行、これは弁護士、あるいは行政書士の方をお願いすることになるのですが、代行者が申請する場合に、申請時に、投資しようとする本人が日本にいないといけないという要件がございます。つまり、在留資格認定証明書を申請する段階で、本人が何らかの形で日本に出張してくるということが必要になっているということで、極端に言いますと、わざわざこのためだけに日本にいないといけないことです。さらに言いますと、来日して、日本におりましても、基本的には、特段説明を求められる、あるいは照会が入ることはないようで、我々の理解としては、実態的には有名無実化しているのではないかとということです。

現状では、代行を行う弁護士、あるいは行政書士は、申請者が日本にいるタイミングで申請する、ないしわざわざ申請者に来てもらうという対応をしています。

諸外国の場合には、基本的にはこういうことは一切ございません。私どもは、英国・米国・フランス・ドイツ・シンガポール・韓国の事例を調べてみました。米国のケースは、まず、行政当局に在留資格証明書をもらいその後、在外公館でビザを取得するというパターンです。フランスは、まずビザを取得して、これは日本の公館でビザを取得するわけですが、投資先に入国後に滞在許可証を取得するパターンです。英国の場合には、在外公館にて一度でビザが取得できます。それから、ドイツ、シンガポールでは、とりあえず短期滞在で入国して、投資先に入国後に滞在許可証、雇用許可証を取得するというパターンがございますが、いずれの場合でも、申請のタイミングで本人がいなければいけないという要件はございません。

本件は、繰り返しになりますけれども、日本に住所を有する代表者が必要という法人の設立要件と比べて、マグニチュードはそれほど大きくはありませんが、非常に不便な制度が未だに残っているというものです。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点について、法務省のお考えの御説明をお願いいたします。

○法務省（石岡課長） 法務省の入国在留課長の石岡でございます。本日はよろしく願います。

それでは、私から、在留資格認定証明書の交付申請の手続について御説明をさせていただければと思います。若干技術的な話に終始して、わかりにくい部分もあろうかと思いますが、不明点等あれば、私の説明の後に御質問いただければと思っております。

まず、資料に基づいて説明する前に、1点だけ申し述べさせていただければと思います。先ほどのJETRO様の御説明では、認定証明書の申請がビザの申請の前に必ず前置として、義務として行わなければいけないとおっしゃられたようにも受けとめられたのですが、在留認定証明書申請は、後ほど説明しますが、ビザの申請の前に必ずしなければいけない、そのようなものではございません。御本人が日本にいない、あるいは代理人が日本にいないということであれば、ビザ申請をしていただいて、その上でビザが出れば入国が認められる、そのような形になっております。

それでは、資料に基づいて説明させていただければと思いますが、資料1-2を御覧いただければと思います。「在留資格認定証明書交付申請制度の創設経緯」と書かれてある資料でございますが、まず、査証申請、これは皆様よく御承知のとおり、1つ目の○でございますが、本邦に入国を希望する外国人は、来日前に我が国の在外公館等で査証の発給の申請を行うこととされておりますが、1つ飛びまして3つ目の○ですが、査証発給までに相当の日数を要するのが通例ということで、その下の黄色の囲みで囲っておるところでございますが、平成元年に入国審査手続の簡易・迅速化を図るために、在留資格の認定証明書の交付申請制度を設けております。

1枚めくっていただいて、「査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請手続の流れ」という図を見ていただければと思いますが、左側が査証申請をした場合の図でございますが、①から始まって、最後、上陸申請は⑩という形になるのですが、①のところでございますが、外国人が在外公館でビザ申請をした後、その申請が日本に送られて法務省に来て、さらに地方入国管理局が在日関係者にお話を聞いて、逆のルートを返って行ってビザが出るという形になっておるのですが、在日の関係者が日本にいて、結局、日本でいろいろ話を聞くのであれば、事前に日本で申請ができないのか、手続ができないのか、そのよう

な御要望がありまして、平成元年に設けておりますのが在留資格認定証明書の交付申請手続、右側でございます。

この図も①から始まるのですが、在日の関係者のところに外国人から在留資格認定証明書の交付申請依頼をいただきまして、在日の関係者が書類をそろえて地方入国管理局に申請をいただいて、結果、在留資格認定証明書の交付ということになると、在留資格認定証明書を外国人に送っていただきます。⑥でございます。そして、外国人がその在留資格認定証明書を持ってビザ申請をすれば、短時間でビザが出て、それで入国ができるという、そのような形の手続をとるために在留資格認定証明書の交付申請という手続が設けられました。

1 ページ目に戻っていただければと思いますが、今、御説明したのが、下の赤色の囲みのところの在留資格認定証明書交付申請制度の関係でございますが、1つ目の○、在留資格認定証明書交付申請制度は、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認に支障を来すことのないよう、申請人本人または代理人が本邦に在留している場合に、これは主に代理人の方がされるのがほとんどでございますが、代理人の方が地方入国管理局に認定証明書を申請していただいた場合、先ほど申したような手続の流れで、ビザ申請に比べて日数がかからず手続ができて、最終的にビザが出るという、そのような制度でございます。

そして、3つ目の○でございますが、地方入国管理局長が相当と認める場合は、申請人本人または代理人の出頭義務を免除して、弁護士、または行政書士等による申請の取次ぎを認めております。ただ、その場合であっても、本人、または代理人が申請時に本邦に在留することが必要とされておりまして、先ほど JETRO 様が代行、代行とおっしゃられていたのは、この申請取次ぎの制度のことでございます。

資料があちらこちらに飛んで恐縮でございますが、3 ページ目を御覧いただければと思いますが、「在留資格認定証明書交付申請制度の概要」ということで、「2 主な在留資格別代理人の例」ということで、各在留資格ごとに代理人が定められておりまして、このような代理人であれば、認定証明書を本人にかわって申請ができることになっております。基本的には、本人が所属することになる本邦の機関の職員、あと、本邦に居住する本人の親族、このような方が代理人になれることになっております。

その上で、「3 申請取次ぎ制度について」でございますが、申請取次ぎ制度という制度を設けておりまして、申請時、本人または代理人の出頭の原則、これは原則でございますが、その例外として設けられている制度で、申請等の増加による窓口の混雑緩和や、申請人等の負担軽減を図るために、このような申請取次ぎ制度を設けておりまして、行政書士、あるいは弁護士の方がある意味、使者として、その書類を入管局に届けていただく、代理人ではなくて、使者として届けていただくということで、そのような申請取次ぎ制度を設けております。そのような形の制度でございますので、申請取次ぎをしていただく際には、御本人または代理人の方が日本にいていただく必要があるということで運用させていただいております。

したがって、例えば、御本人が本国にいて、代理人の方が日本にいない、そのような場合につきましては、わざわざそのためだけに御本人が日本に来ていただいて、在留資格認定証明書の交付申請手続をする必要はございませんで、御本人が海外にいるということであれば、海外の在外公館でビザ申請をしていただければ、そのビザ申請の中で審査をして、ビザが出れば、その後、入国できるという、そのような形になっております。

法務省からの説明は以上のとおりでございます

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について議論をしたいと思うのですが、ちょっと私から確認したいのですが、JETRO のおっしゃっていることと法務省のおっしゃっていることと、若干食い違いがあるような気がしたので確認したいのですけれども、そうすると、法務省がおっしゃっているのは、海外にいる人が、何も在留資格認定証明書にこだわらずに査証申請でやってくればいいではないかということをおっしゃっているわけですね。そうすれば、わざわざ来る日本に必要なはないと。ただ、私がちょっと気になったのは、この査証申請の流れの絵を見ますと、在日関係者に対して立証を要請し、立証を受けるという筋道が書かれているのですが、さっき JETRO がおっしゃっているような、まだ本邦に拠点のない会社の場合は、この在日関係者というのがないような気がするのですけれども、そうすると、結局、査証が取れないのではないかという気がしたのですが、ここはいかがなのでしょう。

JETRO には、なぜ在留資格認定証明書にこだわられるのかということをお伺いしたいのですが、お願いいたします。

○法務省（石岡課長） それでは、法務省からお答えさせていただきます。

2 ページの図の関係でございますが、この図は非常に一般的なことをあらわしております、普通、在日の関係者が日本にいるのが通常でございますので、このような図で書いておまして、在日関係者から話を聞いて立証してもらうということでこの図になっておるのですが、仮に在日の関係者がいないという場合、特に、これから日本に企業の拠点をつくる、支店をつくるという場合は、当然、在日の関係者がいないことに合理性がありますから、そのような場合は、このような手続はないということでございます、ビザ申請の際の書類で、日本で支店をつくるということについて十分立証していただければ、それに基づいて審査を行うことになろうかと思えます。

○大崎座長 いかがでしょう。

○JETRO まさに我々の理解は、在日関係者がいない場合という、新しく投資をやる方という前提で申し上げました。ありていに言えば、どれだけ時間がかかるか分からないというのが我々の認識ですので、そこは法務省からの御説明にありました、期間を短くするために便宜的に新しくつくった制度を使うという前提で、問題点を申し上げているわけでありませう。

○大崎座長 それでは、委員の皆さん、いかがですか。どうぞ、道垣内先生。

○道垣内専門委員 まず、JETRO の紙の 5 ページですが、諸外国の例をお書きになっているわけですが、4 つ、パターンが違うのかどうか、いまひとつよくわかりません。2 番目と 4 番目は同じような感じだし、3 番目は在留資格のことは書かれていないので、わからないのですが、先ほどの法務省の説明では、現状では、先にビザを取って入ってきて、それから在留許可の申請すればいいというわけですね。それは、フランス、韓国、英国、ドイツ、シンガポールと同じなのでしょうか。JETRO の認識ではどうなのでしょう。

○JETRO まず、短期滞在で入国する。例えば、米国やヨーロッパは、簡単に入国できます。それから、中国、あるいはインドといった場合は、事前にまずビザを取得する必要があります。短期であろうとです。出入国に面倒くささがあるというのが一方であります。ですから、仮に代行者に委託をして申請するとしても、その都度出入国しなければいけないという問題点が出てくるというのは、これはマイナーな問題ですけれども、あります。

それから、この類型ですけれども、2 と 4 の違いは、2 は、事前に在外公館でビザを取って、その後に入国するパターンです。4 は、基本的には入国の際にビザは不要で、渡航先で滞在許可なり、労働許可をもらうというパターンですね。

ちなみに、3 の英国の場合には、入国前にビザや在留許可が取れるということです。

日本の場合には、繰り返しになりますけれども、法務省は最初から現地でビザを取ればいいのではないかということなのですが、その道は我々も否定をするわけではありませんが、時間がかかります。どちらが簡単に済むのかというと、やはり日本で申請して、事前に在留許可証をもらった方が、その後の流れがスムーズにいくということで、我々はそちらをお勧めしています。

そもそもいなければいけない要件に対しての実効が、何もないのではという思いが、外国人投資家に対してもあります。前回は申し上げましたとおり、日本に外資を受け入れる、投資を受け入れる姿勢論として、こういう制度を依然として持っているのが、若干問題があるのではということをお知らせしました。

○大崎座長 ちょっとよろしいですか。今の点で、1つの解決は、代理人の範囲を広げるということなのかなと思ったのですが、例えば、JETRO なら JETRO が代理人になるということについて、法務省がどう思われるかはちょっと置いておいてですが、JETRO として何か支障があるとお考えですか。

○JETRO 我々が支援させていただいている企業、具体的には、我々のところに投資したいと相談してくる企業には、我々はワンストップでサービスしますと申し上げておりますので、その企業に対して、ここまでの手続に対する代理権を認めるということであれば、私どもは非常に喜んでそれはやらせていただこうと思います。

○大崎座長 道垣内先生。

○道垣内専門委員 今回の質問に対して、4番目がビザ・ウェイバーの場合だという御説明でしたけれども、ドイツ、シンガポールでも、ビザを要求している国の場合には2のようになるということではないのですか。シチュエーションが違うことを書いていらっしゃるのですが、ウェイバーの国と、ウェイバーではない国が混ざってしまっているのではないのでしょうか。

それで、法務省にお伺いしたいのですが、2番目、4番目と日本の現状はほぼ一緒で、しかも日本のほうがより、先ほどおっしゃった、簡易な手続を認めている分、より広げている、そういう御認識なのではないでしょうか。

○法務省（石岡課長） より広げているかどうかは別にして、日本の手続で言いますと、JETRO 様がつくられた資料の1、一番上のやり方でもいいですし、2のやり方でもいい、どちらでもいいということになっています。ただ、1のやり方をやる時は、御本人または代理人が日本にいてくれないと国内での手続ができないので、その場合はいてくださいとしております。

○大崎座長 長谷川委員。

○長谷川委員 そもそも在留資格証明書を取るときに本人がいなければならないという、その理由は何ですか。

○法務省（石岡課長） 御本人様、あるいは代理人様から在留資格の該当性等について御確認をさせていただく必要がある。提出していただいた書類等について確認するような場合がありますので、少なくとも日本国内で手続する場合は、その方が日本国内にいて申請をしてくださいということになっております。

○長谷川委員 それは、代理人というか、弁護士や司法書士が代行できる仕事ではないのですか。

○法務省（石岡課長） 我々が提出しておりました資料の3ページを御覧いただければと思いますが、在留資格ごとに代理人を定めています。例えば、就職するような在留資格の場合は、本人が所属する機関、本人と契約を結んだ機関の職員。例えば、御結婚された場

合は、本邦に居住する本人の親族ということで、代理人がつくっていただく書類がたくさんありますので、そのような書類をつくっていただいた上で、それを本国に送ってビザ申請するよりも、代理人がつくった書類について日本で申請して、その中身について日本で審査をしたほうが簡便になるだろうということで、このような方々を代理人に定めて、在留資格の認定証明書の交付申請という手続をつくったところでございます。

○長谷川委員 例えば、本当にあなたはこの人と結婚しているのかということについて、本人に直接、皆さん、お役所がやりとり、会話をすることにはあるのですか。

○法務省（石岡課長） 本人というのは外国人ということですか。

○長谷川委員 そうです。

○法務省（石岡課長） もちろん、ビザ申請の際に在外公館で確認することはございます。さらに、日本の国内で在留資格認定証明書の交付申請をしていただいた場合は、配偶者に当たる方、日本人の方からお出しいただいた書類に基づいていろいろと御確認をさせていただいています。そういう意味で、国内に代理人の方がいていただく場合、このような認定証明書の交付申請というものを設けておるところでございます。

○長谷川委員 そうすると、先ほどのJETROの説明で、いてもいなくても同じように私は受け取ったのだけれども、実はいないとだめな業務が実際にあるのですか。

○法務省（石岡課長） そこは在留資格の申請ごとによって変わってこようかと思えます。日本人と御結婚されたということで申請がある場合は、日本にいる日本人。

○大崎座長 今、それは関係ないので。法務省がおっしゃっているのは、あくまで申請取次ぎでやっているから、代理人か本人か、どちらかがとにかく日本国内にいないといけないということをおっしゃっているのですね。

○法務省（石岡課長） そうでございますし、さらに、今回、JETRO様がおっしゃられたような、日本国内に新たに拠点をつくるような場合であると、日本国内に関係者がいないということもあるでしょうし、日本国内で確認することは少ないと思えます。ですので、ビザ申請で御本人が海外で申請していただければ、それに基づいて審査ができるということでございます。

○大崎座長 そうすると、例えば、JETRO、別にJETROと決めつける必要はないのですけれども、そういった機関に対して、新規にビジネスを行おうとして、投資・経営の在留資格を申請する場合の代理人資格をきちっとした機関に与えることについては、法務省はどうお考えですか。

○法務省（石岡課長） きちっとした機関という部分、いずれにしても、実質的に代理ができる、設立に関しても、その中身についてよく御承知で、こちらが確認した際、まさに本人にかかわって代理行為ができる、そのような実質性がある機関、あるいは者が仮にいるとしたら、そこは検討の余地は十分あるかと思っております。

○長谷川委員 もう一点いいですか。もうちょっとドラスティックなことも聞きたいのだけれども、弁護士ないし司法書士、彼らがいわゆる代理人になることはできないのですか。

○法務省（石岡課長） 今の入管法上、代理人ではなくて、あくまでも申請取次ぎをする者として扱っております。

○長谷川委員 今のシステムはわかっているのだけれども、そうではなくて、そういうことになってしまうたら不都合はあるかというのが私の質問です。

○法務省（石岡課長） 代理人というのはここに掲げているとおりでございますが、実質的に中身の話をいろいろとお聞きしなければいけない部分も当然出てきますので、まさに中身の話を本人にかかわってできるということになると、契約の当事者の方か、あるいは御

親族の方ということになるかと思しますので、このような形で代理人を定めておりますが、そのような趣旨の中で、代理人は全くこれから変えないというつもりはございませんで、そこはそれぞれの申請、それぞれの特徴に応じて、適切に本人になりかわって代理人ができるものはどのようなものかという認識のもとに、その代理の範囲については適切に考えていくことは可能ではないかと思っています。

○長谷川委員 例えば、シンガポールとか、他の国の場合は、実質的に弁護士が代行しているというところはあるのではないですか。そのあたり、現状はいかがですかね。JETROさん、御存じないですか。

○JETRO 米国でもシンガポールでもそうです。

○長谷川委員 そうですよ。そうだとすると、現実にそうやって運用している国があるのだけれども、日本だけができない理由を明快に説明していただければと思います。

○法務省（石岡課長） 海外の事情については、どのような範囲で、どのようなことができてくるのかについて、私、今ここでつまびらかではございませんが、いずれにしても代理の範囲については、個々の申請の性質に応じて、今後、適切に考えていきたいと思えます。そういう中で、どのような形でシンガポールとかアメリカが弁護士が代理できるのか否かについては、JETRO 様から御情報があるのであれば、それをいただきながら適切に検討していきたいと思えます。

○長谷川委員 つまり、安倍政権は、日本を一番働きやすい場所にしようということを大方針として掲げているわけですよ。JETRO にお任せするのではなくて、法務省としても勉強してもらいたいですね。

○法務省（石岡課長） 我々も安倍首相の方針のもとに、できるだけ投資のしやすい環境をつくっていく必要はあると思っていますので、そういう中で何が適切かについてはさらに検討を進めさせていただければと思います。

○大崎座長 今、この場で JETRO からは、もしそういう指定が受けられるなら積極的にやりますという前向きなお話があったので、これは法務省令の事項でもあるので、弁護士全部までは難しいともしてお考えだったとしても、早速、JETRO ぐらいは、ぐらいと言ったら失礼ですけれども、是非指定していただきたいと思う次第ですね。

○長谷川委員 それも暫定措置として。

○大崎座長 そうですね。ゆくゆくはもっと広げるといふ。

○法務省（石岡課長） JETRO 様がどのような形で申請人の支店等の設立に関与しているのか、実質的に代理人となり得るのか、そこは十分検討させていただきながら、適切な者について、代理人の範囲の拡大の可否について検討させていただければと思います。

○大崎座長 他にいかがですか。どうぞ。

○JETRO 1点、追加的な単純な疑問です。本件は、ビザを発給するために、言ってみれば便宜的にファスト・トラックを御用意しましょうということですが、そのファスト・トラックの要件の中に、先ほど来申し上げています、わざわざここにいなければいけないという条件が加わっているということです。本人確認が必要になれば、在留資格認定証明書の発給自体を遅らせる、あるいは本人とのコンタクトができれば発給するということになれば、わざわざこのために来ることはないと考えられませんか。つまり、ファスト・トラックを御用意していただけるというのはありがたい一方で、そのためのハードルをあえて設けるのであれば、そうではない、1.5 ぐらいの道も御用意していただければありがたいというのが、我々の業務上、感じているところであります。

○道垣内専門委員 私もそのように考えたのですけれども、在外で書類の受付、つまり、外務省が受け取ったものを法務省に回すぐらいのことはできるのではないかと思います。ビザ申請と在留資格申請を在外でやって、外務省は本人確認してビザ手続を進めるわけでしょうけれども、それと同時に日本に送って、在留資格の審査を並行して進めるということです。

私がちょっとわからないのは、実態として、本当に本人呼び出しをするのは何パーセントぐらいあるのですか。それが非常に少ないのであれば、うまくいけば書類だけで通ってしまうかもしれない、どうしても怪しいとなれば、それは来てくださいということになるのも仕方ないかなと思うのです。その辺を伺いたいと思います。

○法務省（石岡課長） まず、本人呼び出しについて、何割ぐらいかというのは、今、手元に数字がありませんので確定的なことは申し上げられませんが、それほど大きな数字ではございません。ただ、やはり何かあったときに聞かなければいけないということはあるので。

○道垣内専門委員 今申し上げたようにして、どうしても必要があれば来ていただく、そうでなければ書類審査で、ビザの手続と一緒に在留資格の手続が進むということです。

○法務省（石岡課長） おっしゃるとおりだと思いますので、私の言い方が十分ではなくて御理解いただけていないのかもしれませんが、ビザ申請をしていただければ、書類だけで法務省に在外公館から来て、それで結論を出して返すことにしておりますので、そういう意味では本人がわざわざ手続のためだけに日本に来なければいけないということはありません。

○大崎座長 いやいや、道垣内先生がおっしゃっているのは、在留資格認定証明書の交付の場合でも、例えば、取次ぎで書類が来ましたと、審査の過程でおかしくなったところで呼び出し確認という手もあるのではないかということだと思うのですね。申請時に必ず本人が待機していなければいけないというのが、ちょっと不合理ではないかという御指摘だと思うのです。

○長谷川委員 さっき私が聞いたのはまさにそのところなのだけれども、私は必ず本人と接触しているのかと思ったら、そうではないわけだ。実は来てもらっているけれども、何のお呼び立てもしませんという場合も相当あるということですね。

○法務省（石岡課長） もちろん、必要に応じてやっておりますので、我々もできるだけ申請者の方に負担がかからないようにという趣旨の中でやっておりますので、そういう中で、書類だけで十分確認できたような場合は、わざわざ出頭を求めて御本人からお話を聞くことはしておりません。

○長谷川委員 そうだとすると、そういうケースもあるわけだから、そのところを制度化すれば、相当門戸は開かれるのではないのですか。

○法務省（石岡課長） そのような意味で、代理人の範囲をどのような形で考えて、代理人から必要なときに実質的な話が聞ければ、それで対応できるということであれば、そのような形で対応させていただくことは可能だと考えております。

○大崎座長 大臣。

○稲田大臣 もう一回整理したいのですけれども、1つは、代理人となる者の資格を広げるという話がありますね。アメリカだと弁護士だったらできるけれども、日本だとすごく狭いので、例えば、JETRO のようなところに代理人を資格できるかという問題が1つあると思うのですね。

それと、もう一つは、申請取次ぎ制度という、使者を使っている場合に、その使者が申請することができるのに、なぜ本人が申請時に日本にいないといけないのかと。そうではなくて、申請時に日本にいらなくても、問題があるときに来てもらえればいいのではないのですかという、2番と3番の2つの問題を分けて答弁してほしいなと思ったのです。

○法務省（石岡課長） まず、1つ目の問題の代理人の範囲につきましては、何度もお答えさせていただいたように、実質的に代理ができる人の範囲について、今回の御指摘を受けて検討させていただければと思います。

2つ目の使者の部分でございますが、あくまでも申請取次ぎは窓口の混雑緩和のために、御本人または代理人の方以外であっても手続ができるという形で設けております。そういう中で、何かあったときは、当然、御本人、または代理人に確認する必要も出てきますので、その方が全くいない、何かあったら呼べばいいではないかということになるのですが、本人が本国にいれば、それはビザ申請という手続もございますので、そちらで御対応いただくことが可能ではないのか。

○長谷川委員 ビザ申請は時間がかかるからだめで、そのことは皆さんも御認識あって、それでこういう制度を設けているわけだから、もとに戻ってビザ申請すればいいではないかと言ったら、それは問題解決にならないでしょう。

○法務省（石岡課長） 御本人が本国にいて、わざわざ日本に来る必要はないのではないかということでございますので、そこはビザ申請という道もあるという御説明でございました。いずれにしましても、あくまでも申請取次ぎの制度は代理人ではない。先ほどからアメリカとかシンガポールでは弁護士を代理人にしているから、それは代理人にすればいいではないかと、それは代理人の話だと思います。この申請取次ぎというのは、そうではなくて、行政書士の方も含めて、一定の方について申請取次ぎということで、代理人ではないけれども、使者として認めておりますので、この制度の中では、御本人または代理人の方が日本にいていただかないと困るのではないかと考えております。

○長谷川委員 だから、現状の制度はいいのですよ。ここの議論は、現状の制度はどうあれ、日本を一番働きやすくするためにどうするのかという根本の話をしているのだから、現状の制度はいいのです。はっきり言えば、現状の制度を全部やめてしまって、代理人のところも弁護士や司法書士にするという、そういう政策路線だって全くゼロではないのですから、そこをどういうふうにかえるのかという問題。

○法務省（石岡課長） おっしゃるとおりでございますので、代理人の範囲について、適切に代理行為ができる人については真剣に検討させていただければと思います。その範囲が行政書士等も含めてどこまでになるのか、そこはちょっと乱暴ではないかと思いますが、少なくとも実質的に代理ができる人について、代理の範囲を広げて、このような手続がさらに円滑化して、投資環境がよくなる、それはそのような方向で我々も真剣に検討させていただければと思います。

○大崎座長 時間の関係もありますので、このくらいにしたいと思いますが、是非、今日出た議論を参考に、前向きな検討をしていただければと思う次第でございます。

それでは、今日はもう一つ議題がございますので、JETROさん、どうもありがとうございました。

次の議題は「在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望について」でございますが、本件は規制改革ホットラインに提案があった事項でございますが、また、私も議論に参加させていただきました「対日直接投資に関する有識者懇談会」の報告書においても、外国企業等からの具体的な提言が掲載されている問題でございます。

そこで、この件については、事務局から概要の御説明をお願いいたします。

○仁林企画官 それでは、資料2-1という資料をお出しいただいて、表紙を1枚おめくりいただいて1ページを御覧ください。

ただいま大崎座長から御説明があったとおり、本議題は、規制改革ホットラインに提案されたものです。上から3段目に提案主体として民間団体とございますが、これは欧州ビジネス協会、EBCから御提案があったものでございます。

内容としては、「配偶者ビザ」、ここで言う配偶者ビザというのは、家族滞在の在留資格を指すものと思われましても、この資格で在留する配偶者に自動的な就労許可を与えてほしいというものでございます。

この提案に対する法務省の御回答は、後ほど改めて御説明いただけるものと思っておりますけれども、家族滞在の在留資格は就労を目的とするものではないので、いわゆる週28時間以内の包括的許可を除いては自動的な就労許可は行えません、それから高度人材の配偶者に関してはインセンティブとして一定の条件を満たした場合のみ就労を認めている、ということでございます。

一方で、次のページ以降でございますけれども、大崎座長も有識者として御参加された「対日直接投資に関する有識者懇談会」の報告書でも、「外国人材の受入れ」ということで、ほぼ同趣旨のことが書いてございます。こういった声を踏まえて、このワーキング・グループにおいても一度御議論いただければということを取り上げさせていただきました。

簡単ですが、事務局からの説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

念のために申し上げておきますが、この有識者懇談会報告書に書いてある事項は、あくまでも外国企業等からの要望を直接書いたということございまして、私を含めた、いわゆる有識者委員と言われる人たちの見解をまとめたものではないということをお知らせしておきます。

では、法務省から、今の件についての御説明をお願いいたします。

○法務省（石岡課長） 法務省から御説明をさせていただきます。法務省の資料、資料2-2を御覧いただければと思います。「在留資格」と書いてある資料でございますが、まず、座長を始め、委員の先生方は皆様、在留資格制度についてはよく御承知ではあると思いますが、ここでもう一度述べさせていただきますと、在留資格は、大きく分けて、活動資格と居住資格に分かれています。①と②でございます。居住資格というのは、日本人との一定の関係とか、我が国社会との一定の関係で在留を認められる方が居住資格でございます。一方、活動資格というのは、どのような活動をするかということに基づいて許可を与えられている資格でございます。

そういう中で、就労可と書かれている資格につきましては、このような在留資格をお持ちの方は日本で働くことができることになっております。先生方はよく御承知のとおり、今、日本の外国人労働者の受入れの考え方は、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受け入れる。一方、いわゆる単純労働分野については、国民の中に様々な意見があるので慎重に検討するというところで、いわゆる単純労働分野の外国人については在留資格を設けていないということございまして、専門的・技術的分野の外国人については、就労可と書いてある在留資格を設けて、そのような方々の受入れを認めておるところでございます。技能実習については、今、雇用契約に基づいて就労しておりますが、そこは若干考え方が違うということで、それは注に書いております。

一方で、就労が認められていない在留資格として、「文化活動」以下、5つの在留資格がございまして、その中で「家族滞在」という在留資格もございまして。これは専門的・技術的分野で働く外国人の奥さんとか、お子さん、そのような方々について、当然、入国在留を認めるべきということで、「家族滞在」という在留資格で在留を認めておりますが、原則、働くことはできない。ただ、奥様が専門的・技術的分野の知識・能力を持って、奥様が専門的・技術的分野で働きたいということであれば、奥様が上の、例えば、「技術」とか「人文知識・国際業務」という在留資格を取れば、当然、奥様も日本で働くことは可能でございます。

そのような中で、「家族滞在」で在留を認められている奥様であっても、アルバイトをしたい、そのような御要望がありますので、そのような場合につきましては、資格外活動の許可を与えて、週28時間以内のアルバイトについては認めておる、そのような形で運用しておるところでございます。

あと、高度人材につきまして、配偶者の就労を認めておるということでございます。その関係が2ページのポンチ絵になるのですが、これは先ほど事務局の方からも説明いただきましたが、高度人材によるポイント制ということで、高度人材につきましては、様々な優遇措置を設けておるのですが、そのような中で、配偶者の方が就労するという場合につきまして、その方の就労される仕事が就労を目的とする在留資格に該当するような場合、御本人の学歴要件とかが満たされないような場合であっても、配偶者の就労は認めておるということで運用させていただいておりますが、一般の家族滞在中で在留されている外国人の方々について、すべからず就労を認める、それも専門的・技術的分野でない就労を認めることとなりますと、そこは日本の外国人の受入れの基本的な考え方との整合性も十分考える必要がありますので、現状ではそのようなことは認められておりません。個々に必要性に応じて資格外活動許可の申請をしていただければ、例えば、週28時間を超えるような場合であっても、必要性がある場合は、個々に判断して許可を与えて就労を認めている、そのような形で運用しておるところでございます。

法務省からの説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問があれば、また、せっかく御出席いただいておりますので、JETROさんからも何かコメント等あれば、是非お願いします。いかがでしょう。

○法務省（石岡課長） 追加で1点報告ということでよろしいですか。事務局からいただいております資料の中で、有識者懇談会の報告書の件でございますが、黄色のマーカーを引いていただいている部分の関係でございますが、我々も赴任者の在留資格の許可とあわせて配偶者についても、できるだけ簡易な形で、時間がかからない形で就労許可を与える、こういうことについてはできるだけ前向きに対応したいと思っておりますが、就労ができる範囲を広げる、外国人の専門的・技術的分野で働く方の奥さんだから、本来、日本で働けない在留資格の範囲であってもそれを認めるということはなかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○大崎座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○道垣内専門委員 高度な仕事でなくても、28時間以内であれば例外的に認めましょうということですが、その28時間が出てきた経緯はどういうことなのでしょう。何か根拠はあるのですか。

○法務省（石岡課長） 本来的な業務を阻害しない範囲でアルバイトを認めるということで考えておりますので、例えば、1日4時間程度のアルバイトであれば、本来業務を阻害しないであろうという発想の中で、週28時間という一定の時間が出てきて、その時間については包括的に許可をしておると。

○道垣内専門委員 私が理解できていないのかもしれませんが、高度人材で入ってきているとしますと、その人の配偶者についての本来業務というのは何ですか。

○法務省（石岡課長） だんな様の場合もありますが、奥様としての家事とか、そういうことをやられる業務ということでございます。

○道垣内専門委員 それは、しかし、ご本人の勝手なのではないですか。本国ではフルに働いていましたという人が、その配偶者が日本に行くことになったので、一緒に行きましようということになったときに、28時間に仕事が制限されるということですね。

○法務省（石岡課長） ただ、その方が専門的な分野で働かれるということであれば、そこは認めるということですよ。

○道垣内専門委員 もちろん、そういう人は問題ないでしょうけれども。

○法務省（石岡課長） 今、数的に申しますと、家族滞在の方は、お子様も含めてなのですが、12万人ぐらい在留を認めておまして、ざくっとした数字で言えば、配偶者に当たる方はその半分の6万人ぐらいおられるということになりますと、そのような方々について就労を一律認めるということになりますと、今の日本の外国人労働者受入れの基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人のみを受け入れるということでございますので、日本の労働市場に与える影響とか、国民生活に与える影響、そこは十分考えなければいけませんので、そういう中で、そのような家族滞在の方々について、高度人材についてはインセンティブを与えるということを認めていますので、高度人材の方々については特別でございますが、家族滞在の方々について就労を認めるというのは非常に慎重に考えなければいけないと考えております。

○道垣内専門委員 高度人材の流入を促進するために家族滞在者にもう少し自由を与えたほうがいいのではないですかという提案ですね。

○法務省（石岡課長） そのような提案の中で、今、高度人材として受け入れられている外国人につきましても、配偶者の方につきましても、例えば、学歴要件が不足なくとも就労を認めております。そういう意味で、高度人材については既に認めておるといのが、我々の資料2-2の2ページで御説明したものでございます。

○大崎座長 直接投資の有識者懇談会でも出た話なのですが、制度の立てつけもさることながら、そういうことが周知されているとか、あと、具体的にどのくらい、それが効果を生んでいるかというところも重要だと思っております、ポイント制によるかどうかはともかく、配偶者で就労許可というのはどのくらい出ているものなののでしょうか。子供も含めてですが、家族滞在で就労許可が結果的に出ているケースというのは、かなりの数あるのですか。

○法務省（石岡課長） 今、手元に数字がございませんので、また必要に応じて御報告したいと思いますが、家族滞在で週28時間以内の資格外活動許可ということであれば、それは相当数出ております。それを超えたということでございますか。そこはちょっと確認させていただかなければ、かなりあるかどうかはわかりませんが、もちろん、そういう許可も出ておると認識しております。

○大崎座長 恐らく、それが比較的円滑に取得できるのだという認識が広まると、要望してきた側の考え方、見方も変わってくるのかなと率直に思いました。

○長谷川委員 こういうポイント制があるということは、これで初めて私は知っただけけれども、企業活動で何が高度かなどということは、はっきり言って日進月歩なのではないかと。そういう中で、政府が、これが高度で、あとは低度だというような判断がそもそもできるかという根本的な疑問があるのが1点と、そうだとすると、そもそもの高度人材の定義と、その運用について、私みたいな考えからすると、高度人材のみにこういうインセンティブを与えているという制度設計そのものがいかなものかと、そういうふう思うのですが、まず、ポイント制なるものの決め方と、その運用というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○法務省（石岡課長） 高度人材のポイント制につきましては、これは様々な有識者会議からも御提言をいただきましてつくった制度でございまして、平成24年の5月から運用しておる制度でございます。そして、御本人様の学歴とか、あるいは年収とか、そういうことにつきまして、それぞれポイントを定めておりまして、それが一定のポイントに達した場合、具体的に言いますと70点に達した場合、高度人材として様々な優遇措置をとれるような、そのような形で運用しております。

我々も、一たん決めた基準がずっとそのとおりでなければいけないとは思っておりませんで、実際のところも、先ほど申したとおり24年5月から始まっている制度ですが、今年の12月にポイント計算については見直しを行っております。そういう中で、そのとき、そのときの社会情勢を踏まえながら、適切な形で高度人材の認定を行いながら、高度人材ポイント制による優遇制度を活用してまいりたいと思っております。我々も、この制度を活用することによって、日本への投資促進、あるいは、優秀な人間に日本に来ていただいて、その結果としてのイノベーションの誘発とか、そういうことが実質的に進むように、このポイント制による出入国管理上の優遇制度を今後とも運用してまいりたいと思っております。

○長谷川委員 そうだとすると、現行は70点で高度なのだと、こういうことですがけれども、これを、例えば、30点にするのだということになれば、実質的にEBCが要望されているようなことは満たされると、こういうふうに理解してよろしいですか。つまり、70点だから高度なのだけれども、これを30点で、低度も認めてしまうのだというのだったら、EBCの言っていることは実質的に目的達成という話になるのかということですか。

○大崎座長 事務局、いかがですか。

○仁林企画官 表面的に申し上げれば、要望自体は、配偶者、つまり家族滞在の場合は就労許可を自動的に認めてくれということなので、EBCがどこまで満足するかは何とも言えないとは思いますが。ただ、一般論で申し上げれば、高度人材になりやすくなれば、それだけニーズはどんどん満たされていくことにはなると思いますが、70点をいきなり30点に引き下げるとということについては御判断が必要なのだと思えます。

○大崎座長 松村先生。

○松村座長代理 話を戻してしまって申しわけないのですが、先ほどの週28時間以内というのを教えていただきたいのですが。例えば、留学とかというときにも資格外活動は許可が必要なのですが、この場合に、許可を得ると28時間以内で働ける、そういうことですか。

○法務省（石岡課長） そうです。留学と同じでございまして、包括許可ということで、週28時間以内であれば、個々に、どこで働くとか、そういうことについて申請しなくても許可を与えています。それは留学と家族滞在は同じです。さらにそれ以上に働きたいということであれば、個々に、どこでどういうことをするのかについて申請いただいて、それ

に基づいて、それが適切かどうか判断して、許可を与える、与えない、そのような形で運用しております。

○松村座長代理 先ほど、本来業務を阻害しないと言ったのは、留学とかならとてもよくわかる。長過ぎたら、本務である勉強がおろそかになる。配偶者の場合の本来業務は何ですか。留学のケースと同じにする必然性があるのかを教えてください。

○法務省（石岡課長） もちろん同じにしなければいけない、そのような必然性はないと認識しておりますが、どこかで線引きをしながら包括許可、包括許可を与えるということは、申請者側にとってできるだけ簡便で負担を与えない、一々どこで働くということ申請しなくても許可をもらえるということで、そういう意味で申請者側に立った形で包括許可を与えておるのですが、そのような場合、一定の時間の制限を設けなければいけないと考えておまして、そういう中で、留学で28時間以内という形で定めていることも参考にしながら、週28時間ということは、1日に割ると4時間ですので、アルバイト的な業務であれば、そのくらいの時間がふさわしいのではないかという考えに基づいて、現行ではこのように定めておるところでございます。

○大崎座長 ここはむしろ、脱法的に使われることを懸念されているということなのですかね。短期滞在もあり得ますのでね。短期滞在でフルタイム就労されてしまったら、そもそもの資格の趣旨にもとることになりますのでね。ただ、私、ちょっと感じたのですけれども、昨今、人手不足などということも国内の企業からは声が出ておまして、日本も就労人口がどんどん減っていく中で、どうやって経済の活力を維持するののかというのが大きな課題になっていますので、かつてのように外国人を受け入れると職が奪われるという話は、今はそれほどものすごい重大な社会問題ではないのではないかという気もしております。ただ、移民ということで永住するという話になると、これはまた大きな飛躍のあることだと思うのですけれども、あくまで何年かたったら帰るということを前提にした就労資格の柔軟化というのは、法務省としても是非検討していただきたいなど、個人的には思うのです。

○長谷川委員 6万人という数字で、実際にその中で働こうと思う奥さんが何人ぐらいいるかということだけでも、それが本当に労働需給の逼迫に資するかというと、そこはいささか難しいのではないかと思います。

○JETRO 入国のときには、配偶者が職を持っていない場合には仕事はできないという資格で、入国後に仕事をしたい、あるいは仕事があるという場合には申請して切りかえるというのは、どこの国も基本的には同じです。日本もまさに同じような制度を持っています。28時間プラスアルファのところは若干他の国とは違うとはいえ、プラスアルファについても高度人材の配偶者は特別に優遇するというのであれば、基本的には他の国と変わらないという制度設計なのではないかと思います。

一方で、EBCから、明らかに配偶者は働きにくいと言われているのは、まさに運用とか、実行とか、ひょっとしたらPRが不足しているかもしれないというところで、大崎座長が言われたとおり、どのくらいの人困っているのかという実態把握と、もし困っているのであれば、もっと運用を緩やかにするとか、あるいは大目に見る部分を大きくするというおやりになるしかないのかなど。制度論で議論しても、他の国とあまり変わらないということで終始してしまうような気がします。

○大崎座長 ありがとうございます。

よろしいですかね。それでは、時間も来ておりますので、この件についてはこのくらいにさせていただきたいと存じます。本日は、皆様、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

あと、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

○大川次長 次回の貿易・投資等ワーキング・グループの日程につきましては、また後ほど、追って御連絡を差し上げます。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。